

# 委員報酬見直し指摘

## 与野党議員「減額、日額支給に」

県議会質疑

で、報酬は基本的に月額で支給している。支給額は各委員会や役職によって異なり十九万七千―四万七千円。収用委員会予備委員など一部は日額で支給している。

支給総額は二〇〇九年度当初予算案では年間約一億百万円。

県議会は十日、質疑を行い、与野党の議員が教育委員会や選挙管理委員会などの委員(非常勤)の報酬月額を取り上げ「減額や日額支給への見直しなどを検討するべきだ」などと指摘した。

支給は地方自治法の趣旨に反する―とした今年一月の大津地裁判決などに触れ「会議が月一回程度の委員会もある。県職員も議員も行政改革をしており、財政委員の報酬も改定するべきだ」と訴えた。

伊吹信一議員(公明・健政会)は、神奈川県が日額支給に変更する方針を打ち出したことを挙げ「聖域を設けるべきではない。(現行の報酬は)県民も疑問に思うのではないかと」強調した。

答弁で海老原諭総務部長は「他都道府県で報酬の支給水準や方法を見直す動きが出てき

ている。これらの状況に留意し、適正な報酬のあり方を研究していきたい」と述べた。

県人事課によると、本県の行政委員会は九つで、ほかに監査委員会、海区漁業調整委員会などがある。代表監査委員など常勤の委員もいるが多くの非常勤

山内崇議員(新政会)が、行政委員への月額

# 行政委員報酬 日額制に

## 県議会総括質疑

### 与野党議員が見直し求める

県の公安、教育など九つある行政委員会の非常勤委員の報酬が、一九九三年の引き上げ後に改定されていないことに對し、十日の県議会三月定例会総括質疑では与野党の議員から、現行の月額制を日額制に見直すことなどを求める意見が相次いだ。行政委員の報酬をめぐっては、今年一月に大津地裁が月額制は違法だとの判決を下したことを受け、日額制に改める自治体も出ている。ただ、県は答弁

で「適正な在り方を研究したい」（海老原論総務部長）とするにとどめた。県によると、九つの委員会では非常勤委員は計八十人。報酬は県条例で月額を基本に定めており、役職などによって四万七千円から十九万七千円まで。二〇〇九年度一般会計当初予算案に総額一億百万円を計上している。

質疑では山内崇議員（新政会）が、委員らの活動状況について「労働委員は定例会が年十二回程度、選挙管



財政改革の観点からも聖域とせず、減額や日額制を検討すべきだ」と主張した。また伊吹信一議員（公明・健政会）は、神奈川県が判決を踏まえ、〇九年度中に全委員の報酬を日額へ改める方針を打ち出したことを「県民目線からすれば当然の対応だ」と支持し、見直しを県に要望した。